

令和2年度第1回愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議

次 第

日時： 令和2年9月9日（水）18：30～

場所： 南予地方局 7階 大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 愛媛県医師確保計画及び外来医療計画について
- (2) 公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証等について
- (3) 急性期病棟を有する公立・公的医療機関の具体的対応方針の概要について（非公開）
 - ①厚生労働省の分析データ及び分析結果の詳細について
 - ②急性期病棟を有する公立・公的医療機関の具体的対応方針の概要について
- (4) 令和3年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業について（非公開）
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 愛媛県医師確保計画及び外来医療計画（概要）
 - 資料 2 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（厚生労働省通知）
 - 資料 3 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について
 - 資料 4 具体的対応方針の再検証等の期限について（厚生労働省通知）
 - 資料 5 厚生労働省提供資料（診療実績データ等）
 - 資料 6 診療実績の分析について
 - 資料 7 宇和島構想区域における分析結果（救急医療）
 - 資料 8 急性期病棟を有する公立・公的医療機関の具体的対応方針の概要
 - 資料 9 令和 3 年度地域医療介護総合確保基金の要望について
 - 資料 10 令和 3 年度宇和島構想区域地域医療介護総合確保基金（医療分）要望事業一覧及び要望書
- 参考資料 診療実績データの分析結果の見方

愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議委員

(任期：令和元年6月12日～令和3年6月11日)

所 属	団 体 等		役 職	氏 名	備 考
医師会	1	宇和島医師会	会長	増田 潤	議長
	2	南宇和郡医師会	会長	伊藤 孝徳	副議長
歯科医師会	3	宇和島歯科医師会	会長	竹内 慎治	
	4	北宇和歯科医師会	会長	口羽 一弘	
	5	南宇和郡歯科医師会	会長	浅海 裕紀	
薬剤師会	6	愛媛県薬剤師会宇和島支部	支部長	井上 貴博	
看護関係者	7	市立宇和島病院	看護部長	中橋 恵子	
介護関係者	8	南予地区老人福祉施設協議会	副会長	家田 基行	
医療機関	9	独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院	院長	渡部 昌平	
	10	市立宇和島病院	院長	梶原 伸介	
	11	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	院長	保坂 征司	
	12	鬼北町立北宇和病院	院長	吉田 幸生	
	13	旭川荘南愛媛病院	院長	岡部 健一	
	14	愛媛県立南宇和病院	院長	村上 晃司	
	15	宇和島市病院局	病院事業管理者	市川 幹郎	
市 町 保険者	16	宇和島市	副市長	玉田 光彦	代理出席 伊手 博志
	17	松野町	副町長	中井 慶仁	
	18	鬼北町	副町長	井上 建司	
	19	愛南町	副町長	岡田 敏弘	
保険者	20	全国健康保険協会愛媛支部	支部長	家高 眞信	
保健所	21	宇和島保健所	所長	富田 直明	

愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、各構想区域名において次に掲げる者のうちから愛媛県南予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 郡市医師会の代表者
- (2) 歯科医師会の代表者
- (3) 薬剤師会の代表者
- (4) 看護関係者の代表者
- (5) 介護関係者の代表者
- (6) 医療機関の代表者
- (7) 保険者の代表者
- (8) 市町の代表者
- (9) 宇和島保健所長
- (10) その他議長が必要と認めた者

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。

3 議長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、愛媛県宇和島保健所企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県南予地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。